



2017年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ  
代表者名 代表取締役社長 加藤 照和  
(コード番号 4540 東証第一部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 鈴木 登  
TEL 03 - 6361 - 7100

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月29日開催予定の第81回定時株主総会でのご承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。監査等委員会設置会社へ移行すること等の理由により、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行および移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」および「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営の透明性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条の定めに基づき取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設します。また、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）については、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものです。
- (3) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行う他、すみやかな株主総会議事録確定のため、会社法の規定に沿って規定の一部変更を行うものです。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2017年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2017年6月29日（予定）

以 上

【別紙】

現行定款・変更定款案対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会</p> <p>②監査役</p> <p>③<u>監査役会</u></p> <p>④<u>会計監査人</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>①取締役会</p> <p>②<u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>③<u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
<p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u></p>	<p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<b>第4章 取締役および取締役会</b>	<b>第4章 取締役および取締役会</b>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社は、取締役 <u>3</u>名以上を置く。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社は、取締役 <u>4</u>名以上を置く。</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の権限等)</p> <p>第 24 条 取締役は、取締役会を構成する。</p> <p>2. 取締役会は特に法令で定める事項、本定款に定める事項および業務執行に関する事項の決定に当る。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長 1 名を選定し、また、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の権限等)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が、取締役から提案された取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案に異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (<u>以下「報酬等」という。</u>) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が、取締役から提案された取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(非業務執行取締役についての責任限定契約)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(相談役および顧問) 第 32 条 当社は、取締役会の決議をもって相談役および顧問を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の員数) 第 33 条 当社は、監査役 3 名以上を置く。</p> <p>(監査役の選任) 第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第 36 条 当社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により、監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 第 1 項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 5. 当社は、取締役会の決議により、第 1 項の規定により選任された補欠監査役につき、その就任前に、選任決議を取り消すことができる。この場合、補欠監査役の選任決議の取消しに関する議案を取締役会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。</p>	<p>(相談役および顧問) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査等委員会</b></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の権限等)</p> <p>第 38 条 <u>監査役は、監査役会を組織する。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、法令に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 40 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 41 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 42 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 43 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 44 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定めによる。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 38 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p data-bbox="391 257 558 291" style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p data-bbox="164 320 552 398">第 45 条～第 48 条 (条文省略) (新設)</p>	<p data-bbox="1037 257 1204 291" style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p data-bbox="810 320 1225 353">第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 367 866 400">附則</p> <p data-bbox="825 403 1391 436"><u>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="949 439 1431 640"><u>第 81 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 44 条の定めるところによる。</u></p>